

博士論文審査要旨

福富満久氏論文題目

権威主義体制を近代化するチュニジア（1956 - 2008）

早稲田大学  
大学院政治学研究科

## 1. 論文の構成

福富満久氏の博士学位申請論文「権威主義体制を近代化するチュニジア（1956 - 2008）」は、A4 横書きで 216 頁、およそ 25 万字からなる研究である。その構成は以下のとおりである。なお節よりも下位の項目は省略する。

### はじめに

1. 問題の所在
2. 本論文の目的
3. 本論文の構成

## 第一編 民主化論の限界

### 第一章 中東・北アフリカ地域と民主化論

第一節 オリエンタリズム的視点

第二節 民主化移行論の限界

### 第二章 オリエンタリズムから比較政治学へ

第一節 中東・北アフリカ地域再考

第二節 石油と政治経済 - レンティア国家

## 第二編 権威主義体制を近代化するチュニジア

### 第三章 保護領から近代国家へ - ブルギバ体制の構築

第一節 二つの世界大戦と抵抗運動の萌芽

第二節 独立へ向けて

第三節 独立国家への歩み

### 第四章 ブルギバ政治体制

第一節 ブルギバ体制の構築

第二節 党と労働組合 - 双頭体制

第三節 揺れ動くブルギバ体制

第四節 体制崩壊の軌跡

### 第五章 ベン・アリ政治体制

第一節 新体制と政治改革

第二節 政治システムと統制民主主義

第三節 国家発展戦略 - 経済と外交

第四節 名君か、独裁者か

### 結論 - 権威主義体制を近代化する -

略語一覧

参考文献

年表

## 2. 論文の構成

本論文は、1956年にフランスから独立した中東・北アフリカに位置するチュニジア政治に関する地域研究である。同国は、ハビブ・ブルギバ（Habib Bourguiba）初代大統領（1956年 - 87年）と、ジン・エル・アビディン・ベン・アリ（Zine el-Abidin Ben Ali）第二代大統領（1987年 - 現在）の指導下、経済・社会の近代化と政治・外交の安定化を軸に国家運営がなされてきた。その権威主義体制の持続要因について、歴史学的観点、比較政治学的観点、マクロ経済学的観点、国際政治学的観点から分析し、できるだけ正確に「現実のチュニジア政治」を立体的に浮かび上がらせようとする学問的試みである。

本論文は、はじめに、第一編(第一章、第二章)、第二編(第三章、第四章、第五章)、結論から構成されている。第一編では、理論面から中東・北アフリカ地域の民主化がどのように論じられてきたかについて考察され、これまでの民主化論の問題を指摘している。そして民主化論がなぜ同地域において適用できないかについて、被植民地支配の歴史や、同地域を取り巻く国際環境やイデオロギー、為政者の政権掌握のメカニズム、石油経済に依拠した社会構造に着目して問題点を明らかにしている。第二編では、その考察をふまえ、実証研究としてチュニジアがなぜ民主化しないまま権威主義体制が持続しているかの分析がされている。

まず「はじめに」では、チュニジアの経済状況と、欧米の機関による民主化の評価が概観され、問題提起がなされている。

同国の貧困率はアフリカでは異例の4%以下であり、期待寿命、就学率などは東欧諸国と比べても遜色ない。経済は独立からこれまで右肩上がりの経済成長率（年平均4%）を記録し、2000年から現在まで平均5.5%を記録している。GDP一人当たりでは3,200ドル（2007年：購買力平価7,130ドル）、人間開発指数（HDI）は0.760で、177カ国中86位である。また、国民議会に占める女性の割合は、11.5%で、国会議員10人に一人が女性である。これは中東・北アフリカ地域において最も高い比率であり、日本の比率よりも高い。包括的平和指数では、アフリカ地域では第1位、世界では121カ国中39位に位置する。

しかし、このような経済的な成功も、欧米の人権団体やジャーナリズムは、ベン・アリ大統領を独裁者と呼び、同国を自由のない独裁体制と呼んでいる。フリーダム・ハウスの判定（1~7を測定値とする：最高1~最低7）では、政治的権利、市民の自由ともに最低から次の6である。チュニジアの判定は「不自由」である。2005年「国境なき記者団」のチュニジアの報道の自由度の評価は、147位である。中東・北アフリカ諸国において最下位であるイラン（164位）、リビア（162位）、イラク（157位）、サウジアラビア（154位）に次ぐ低さである。

だが、チュニジアが歩んできた道のりは、90年代イスラム原理主義勢力との未曾有の内戦に陥った隣国のアルジェリアや、反米・反帝国主義を掲げて闘争を続けてきたもう一つの隣国リビアと比較すると、その安定性や民主性は際立っている。北アフリカに位置する小国において、安定した経済システムを構築し、社会平和を実現している現体制の評価はそれほど簡単ではない。

この問題意識を出発点として、本論文は、従来の民主化論とは別立ての「権威主義体制を近代化する」という視角によって、これまでの「権威主義体制」と「民主主義体制」という枠組みでは捉えられなかった権威主義体制の現実を明らかにすることが試みられている。

すなわちチュニジアは、権威主義体制を「近代化」して、制度の硬直化を回避し、虚構として

の民主主義を装っているのである。だが、体制が民主主義を装っているだけではない。世俗的共和国の枠組みと経済の自由化によって成長した都市中間層は、民主化を求めるのではなく、むしろ逆にこの政権の主張する価値を内在化し、積極的に体制を支持する傾向を強く持つ。確実な経済成長と、主要アクターへの富の配分が、権威主義体制を持続することに寄与している。石油・天然ガスが経済・社会形成に重要な役割を担っている。その配分を支配者だけが独占することなく各階層にできるだけ“公平に”分配することにより、安定的な政治・経済の運営が可能となり、体制持続メカニズムの要因になっているというのが本論文の仮説である。

第一編では、民主化論の限界を示すために従来の主要な民主化論の批判的検討が行われている。

第一章で、民主化論に批判的検討が加えられ、「移行学派」による研究の限界が指摘される。権威主義体制と、民主主義体制の両者を隔てる線上に、移行という「動態」論的視角を無理に当てはめることが疑問視される。民主主義の定着と権威主義体制の強度や持続性、制度に視点が移っていったことを説明する。特に、当該社会が経てきた歴史、植民地となった被支配構造とその時代から引き継いだ考え方、文化、習慣、イデオロギー、受けてきた教育、信仰、宗教、未来の志向性等、アクターの背後にあるものを一旦保留し、合理的選好を有するのみの原初的アクターの戦略と行動に注目した「アクター中心仮説」は、それ自体、社会科学としての「政治学」の進化に貢献した有意義な試みであったかもしれないが、そこから抽出した理論では、依然として民主化が観察されなかったり、あるいは民主化しているとされる国も真の意味で民主化していないなど、現実と則した実態が分析できないと指摘している。民主化移行における前提条件として経済レベルや、これまでの政治的過去、制度的に受け継がれてきたもの、民族構成、社会的・文化的伝統や慣習を重要視する必要が説かれている。

第二章では、中東・北アフリカ地域における非民主化要因を歴史的、経済社会的視点を加味して、比較政治学の観点、及び国際政治学的見地から掘り下げている。中東・北アフリカでは、国家の歴史的成り立ちや石油経済に強く影響を受けた政治経済・社会構造を分離して、民主化問題を論じることができない。そして石油という富(レント)の分配に依拠するレンティア国家論が、持続する権威主義体制の分析視角として有効であることが提示されている。

第二編では、以上の議論をふまえ、実証研究としてチュニジアに焦点が絞られている。

第三章では、同国の建国の父といわれるブルギバが、独立運動からどのように指導者となっていったのか、その31年間に及ぶ長期に亘ったブルギバ体制の前段階について考察されている。

チュニジアは1881年、フランスの保護領となった。チュニジアでは、保護領という支配形態がとられた。国際社会において自立する能力はないが、内政については自治の権能を持ち、宗主国の保護のもとに一定の発展段階に到達すれば独立を認める、というのが保護領である。

1934年、ブルギバをリーダーとするネオ・デストゥール党が出現し、本格的に独立運動が開始される。フランス総督府は、協調主権ないし共同主権という原則に立って、チュニジア人参政権を拡大し、社会政策を充実することを約束していた。第二次大戦後も独立は認められず、フランスによる弾圧が、56年の独立直前まで続いた。フランスは、マンドス＝フランス左派政権の誕生や、国際圧力によりチュニジアの独立を認めることになった。が、チュニジア国内にあっては、フランスから譲歩を獲得するか、妥協を排しあくまでも戦闘を続けるかは、チュニジア人の中で

も二分する動きとなった。あくまでも武器を取り抵抗することを選んだアラブ民族主義者のベン・ユーセフ（元ネオ・デストゥール党書記長）に対し、ブルギバは、独立後を見据え、国力温存のため、あくまでもフランスとの対話による穏健的解決を目指した。これが、二人のイデオロギーや価値観を超えてチュニジアの未来を左右する重大な分岐点となった。結局、ブルギバが権力闘争に勝利する。炭鉱坑夫、小作農、運輸事業者、港湾関係者など、いわゆる下層労働者がブルギバを支持したことが大きかった。

そして、ブルギバをフランス当局が支持した。全てを壊して、アラブ諸国との連帯を模索するベン・ユーセフがチュニジアを支配するよりも、フランスの法・制度・体制に熟知し、西欧的な進歩主義を主張するブルギバが支配する方が、これまで築いてきた経済権益のみならず政治的・人的関係を残す上でより確実であり安全策であるとフランスは判断したからである。

第四章では、独立以後、ブルギバがそれまでの権力基盤を活用して如何なる体制を構築していったのか、宗教国家から世俗的共和制への変身が跡付けられている。次いで、その新しい取り組みを強化した党と官僚制度、経済運営について検討されている。

1957年7月25日、議会は憲法前文から「チュニジアは立憲君主制である」との一文を削除し、君主制を廃止して共和国樹立を宣言した。そしてブルギバが満場一致で大統領に指名された。1959年6月1日、チュニジア共和国憲法が公布され、これによりオスマン帝国の流れをくむフサイン朝（1705年 - 1957年）も幕を閉じた。

共和制は、人民の中からリーダーが一定の期間を限定して選ばれる国家体制である。主権は人民にあり、法によって統治される。チュニジア共和国憲法は、大統領の三選を禁じ（39条）、人民に選ばれた者が、文字通りこの国を導くことになった。政教分離がなされていないイスラム国家においてこの移行は特異である。

同じイスラム社会でも、モロッコは王制であり、支配者の正式称号は、国王（マリク）である。国王家は、アラウイー朝という預言者の家系に属すること（シャリーフであること）を強調し、また場合によって信徒の長（アミール・アルムーミニーン）という称号を用いる。ヨルダンのハーシム家もモロッコと同様に、神（アッラー）、祖国（ワタン）、国王（マリク）という三つの標語を国民統合のスローガンとし、イスラムに正統性の基礎をおいている。アラビア半島では、サウジアラビアが同様に三つの標語を掲げている。クウェート、アラブ首長国連邦がアミール、オマーンがスルタンと各々異なった称号を用いているが、やはりイスラムに正統性をおいている。

ブルギバは、共和国への移行するにあたって、支配の正当性の確保のため、二つのことに着手した。一つは長らく非主権状態にあったチュニジア人に国民意識を自覚させて、国民国家の建設を担わせることであった。もう一つは近代国家への変身、すなわち伝統との決別である。近代社会の実現は、西欧社会が主導する自由経済によって実現する。彼は実利主義者であり、その道程はブルギバイズムと呼ばれた。ブルギバは理性に基づくプラグマティズムこそ社会問題を解決できると信じていた。経済においても近代化を主導し、共通の理念や自由主義的価値によってそれを達成できると信じていた。このとき、伝統的イスラム共同体（Oumma）を近代的国家（Watan）として生まれ変わらせることこそ、自分の生きる道があるとブルギバは考えた。

ブルギバは、まずイスラムの偏在性を制御するために、三度の政令を出して司法改革に着手した。それにより、それまでのシャリーア（イスラム宗教法）に基づく法システムが廃止された。

次にハブス制による土地所有制度は廃止され、土地売買を自由に行えるようにした。土地の自由な所有は、資本主義経済の土台を築く始点となった。

女性の伝統からの解放も近代社会の実現の一環であった。1956年8月13日には、身分法が公布され、一夫多妻制の禁止(18条)、強制結婚の禁止(3条)、夫からの一方的離婚通告の禁止(30条)などが制度化された。女性のヴェールも禁止された。ブルギバは、女性の伝統的装束であるヴェールは、隷属、退廃、奴隷を具現するものであると考えていた。その他女性の選挙権・被選挙権も認めた。

ブルギバが推し進めた世俗主義は、社会で最もタブー視された習慣・慣習を改革し、その非神聖化を進めて「社会のヴェール」を取ることを意味した。その上に共和制国家を創出しようとした。そして批判精神の開花と、時代遅れの慣習・伝統主義を対峙させ、国家の発展を目指した。

その発展に寄与したのが、ネオ・デストゥール党である。党は行政の実施体であるとともに、近代化と発展に関する信仰の総体であった。ネオ・デストゥール党の党行政は、中央レベルでは、決議執行機関である政治局、全国レベルでは地方に支部、その下部組織として最小単位である細胞によって構成されている。そして定期的に全国大会が開催された。

ネオ・デストゥール党最高の決定執行機関である政治局は、15名のメンバーで構成された。ブルギバを別にして、政治局ポストには、党書記長(大統領府長官兼任)、副書記(内相兼任)、5名の閣僚、中央銀行総裁、三名の大使、国会議長、チュニジア労働総同盟(UGTT)書記長および副書記、チュニジア工商連盟(UTIC)の総書記が名を連ねた。UGTTなど組合代表者を含むのは、全国民の経済的利益を代表しているという姿勢を表すものであった。その意味で組合は、党との連合組織であった。

全国党大会は、すべての細胞の委任代表によって構成され、理論上は、党の最高決定機関である。全国党大会前約一ヵ月になると、全国の細胞には党政治局が大会に提出する議案が送付され、党大会当日にコンセンサスが得られなくなることを避けるため、委任代表には事前の検討が求められた。党大会は、議論して決定するフォーラムではなく、全国の党員の連帯を証明する場に過ぎなかった。大会決議はほぼ例外なく全会一致で終わった。

ネオ・デストゥール党の決定は、中央・地方ともに国家行政の最高機関である政府の決定と同一である。党内の決定は、政府の要職を兼ねる主要メンバーによって決定されるために党行政と政府政策の境界線は、必然的に曖昧である。だが曖昧であったことが党=国家として国民の動員・統治形成に寄与した。

このような党行政統治下のもと1959年11月8日、新憲法制定後最初の大統領選挙と国会議員総選挙が行われた。大統領はブルギバ以外に立候補者はなく、90名の国民議会への候補者はすべてネオ・デストゥール党員で占められていた。

党組織は1964年10月の党大会でチュニジア的社会主義の建設を決定して、党名をネオ・デストゥール党から「社会主義デストゥール党(PSD)」と改称した。しかし、ソ連型の統制経済を目指したわけではなく、コーポラティズムを目指した。

ブルギバ時代のチュニジアの国家形態を形容すると、フランス型の法治国家よりも19世紀のドイツの国家形態である強力な警察国家に近い。すなわち、国家は法に勝り、法は国家活動の手段となる。チュニジアは法治国家の体面を保ちながら、国家(公権力)が法に優越して存在した。

この意味で 19 世紀ドイツ型の国家であった。権力分立、政教分離、党と国家の融合、行政は立法と司法に優越し、大統領に強大な権力が委任されている。個人の諸権利は条件つきか無効かのいずれかである。

だが、輸出の停滞と経済開発の進展に伴う輸入の増加（特に農業が停滞したための食料輸入の増加）と石油開発の停滞により、貿易収支の赤字幅が急速に拡大して、総合収支は一転して赤字になった。決定的だったのは、工業製品のうち、大きな期待をもたれた繊維品の輸出が、EC 諸国の国内が繊維産業保護のために輸入制限措置を講じたことにより、打撃を被ったことであった。78 年には、「黒い木曜日事件」と呼ばれるチュニジア史に残る社会暴動が発生した。

70 年代半ばからのリビアとの関係悪化も経済停滞を助長し、チュニジア政治に大きく影響を与えた。多数の出稼ぎ労働者が帰国を余儀なくされたからである。80 年代に入ると、民主化の圧力が高まり、社会暴動が相次いだ。84 年には、「パン暴動」と呼ばれる食料暴動が発生した。政情不安からくる先行きの不透明感は、外国投資を鈍化させ、海外旅行者は減少し、外貨獲得の道が絶たれた。雇用創出も頭打ちになり、失業者があふれ、経済はますます疲弊するという悪循環に入った。1986 年原油価格の低下も影響した。このような情勢を背景に社会的弱者の連帯を目指すイスラム運動が台頭していった。労働組合、学生、イスラム運動からなる一連の抗議活動の激化は政府責任者である首相の責任となっており、エリート内での責任のなすりあいとなった。

こうしてブルギバ体制が徐々に崩れていく。治安維持と諜報について一年半学び、帰国後は幕僚部の国家安全保安局の副局長になり、数年を経て局長となったベン・アリが台頭していく。内務大臣から首相になって一ヵ月後の 1987 年 11 月、クーデターを起こし政権を掌握する。

第五章では、ベン・アリ体制が論じられている。

ベン・アリ大統領が革命直後自らの体制強化にあたって政治・経済・外交において最優先事項としたのは以下の三つである。第一に野党勢力、特にイスラム勢力との対話である。第二に経済発展戦略の強化である。第三にリビアとの関係改善・強化である。しかし、野党に関しては、第一回大統領選挙後、すべての議席（141 議席）が大統領率いる与党 RCD 候補によって占められ、その結果に対してエンナーダが、選挙の不正を告発し、体制批判を繰り返したため、弾圧に転じた。1988 年 11 月には、「国民協定（Pacte National）」が制定され、法的整備も行った。その中身は、「もし国民統合が侵害されるような脅威に晒された場合、国家的な政治共同体法は、人権に優越する」というものであった。

政治的自由化からの転換のもう一つの理由は、西隣の大国アルジェリアが、イスラム主義武装勢力との内戦に突入したことである。治安を脅かすという理由で、イスラム勢力は逮捕され、政党活動は法的に禁じられた。以後、現在まで五期当選して政権を掌握し続けているが、それは、選挙制度と法制度に起因する。小選挙区単純多数制で、獲得投票数第一の候補者が有効投票数の過半数如何にかかわらず当選することになっていて、覇権政党である RCD が総取りする仕組みになっている。野党へは死票を計算して議席を比例配分することになっており、完全な分配議席である。また、1988 年 11 月に国民の合意として採択された「国民協定」の存在が大きい。反体制派、特にイスラム主義者は、この「治安維持法」によって行動できない仕組みとなっている。

第二に制度的な問題以外にも、野党は全ての政策を取り込む RCD の前に差異化を図る余地がないことも、その覇権を許す要因になっている。与野党いずれもが世俗主義の維持、反イスラム

原理主義、経済リベラリズム、社会連帯等を唱え、野党の政策は与党のそれと区別がつかない。

また反対勢力は政権ポストを餌にされて"買収"されており、常に深刻な内部対立に陥っている。組合は RCD の顔色を伺いながら信条を変え、左派勢力はいわば自壊している。そして体制持続には、経済の成功が多分に寄与したことが様々な経済データから論証されている。

ベン・アリは、経済発展を遂げるため、二つの戦略を立てた。第一に自由主義経済の導入である。チュニジアは、中東および北アフリカ諸国で初めて、EU と自由貿易協定(FTA)を締結した。

第二に、天然ガス通行料を振り向けることによる、国内電化整備などインフラ整備である。1983 年、アルジェリア中央部からチュニジアを横断しイタリア本土へとつながる地中海横断パイプラインが開通したことも経済発展に寄与した。2005 年現在、トランスメッドの総輸送ガスは 270 億 4,000 万 m<sup>3</sup>に達し、2004 年度、ベン・アリ政府は天然ガス 12 億 m<sup>3</sup>分を現物支給として受け取った。これはチュニジア国内の生産量の半分に相当する。さらに、2 億 4,000 万ディナール(約 310 億円)を別に受け取っている。

ベン・アリ政府は、このレント収入をうまく分配して経済運営をおこなってきた。天然ガスの 4 分の 3 を発電用として消費しているが、チュニジアの電気供給を統括する STEG は、都市部を除く地方部の電化を 1987 年で 26%であったのを 2004 年で 95%にまで整備した。総延長距離は、12 万キロに達する。250 万世帯に電気が行き渡り、そのうち 18 万世帯は都市ガスも供給されている。このようなインフラ整備の成功により、海外から直接投資は増大し、ベン・アリが政権の座に就いてからの 10 年間、経済は右肩上がりの経済成長率(年平均 4%)を記録し、2000 年からは年平均 5.5%を記録した。

社会政策に目を転じると、産児制限を行い、人口増加率を抑え、2000 年から 05 年までの出生率は一人当たり平均 2.01 人である。これは、中東・アフリカ地域において最も低い数値である。社会立法においては、93 年には結婚における両性の平等を定めた身分法の改正が行われた。また国籍法の改正や養育費の給付の改善、婦人家族省の設立が行われ、婦人保護立法も成立した。社会の平等を知るうえで重要な数値となる女性の社会進出は、注目に値する。国民議会に占める女性の割合は、11.5%、実に 10 人に一人が女性である。これは中東・北アフリカ地域で最も高い比率である。2003 年には RCD の最高議決決定機関である政治局に、唯一の女性閣僚ナジア・ベン・ヤデル婦人家族担当相に加えて、アリファ・ファルークが行政監察担当委員として加わった。これにより RCD 政治局員 16 名のうち 2 名が女性となった。RCD の全国における細胞の役員は 1993 年時点で 67%が女性である。

以上の議論から結論で、「権威主義体制を近代化する」とはどういうことか整理されている。結論の要旨は以下の通りである。

チュニジアでは、ブルギバとベン・アリ両大統領が、時代に応じてそのシステムを「近代化」して支持者の欲求を先取りした形で体制に取り込んできた。その営為の総体が「権威主義体制を近代化する」ということである。

体制の枠組み自体を問わない同調者の市民に対しては、権威主義的支配者は、最大限の経済的・社会的配分を行う。だが、体制そのものに異議申し立てを行う者は“法律”に基づく過酷な取締りと刑罰で、社会的に存在を抹消される。そのような統治システムを長年にかけて巧妙かつ体系的に作り上げてきたのが、チュニジアの政治である。



より具体的に言うと、チュニジアでは政治体制当局が、4つの「予測可能性」と不可視である「予測不可能性」とを使い分けながら、権威主義体制を近代化させてきた。

第一の予測可能性が、世俗的共和国をイスラムのチュニジアで成立させるという政治的試みである。ブルギバ大統領は「人は生まれながらにして自由で平等である」という人間観を基礎に、そのような国家観を基礎に持つフランスを手本とする共和制にチュニジアの未来があると考えた。イスラム教の宗教儀式や習慣を廃止して、宗教と政治を分離した。近代国家の実現こそが、貧困からの脱出の手段であった。宗教と政治を分離した世俗主義的近代化に市民も呼応していった。国民一人ひとりが責任と義務をもって国家の運営に携わる。これがアラブ世界初の世俗的共和国の国家の礎となった。

第二の予測可能性が、コーポラティズムの枠内にいる限り、市民は安全を保障されるという制度の構築と、その近代化である。人々が協働する共和国の基礎づくりのために、ブルギバ大統領は経済成長の推進という目標をまず設定して、あらゆる経済アクターを動員した。自らの体制を支持しない組合を潰す一方で、恭順する組合幹部を党の幹部に引き上げ、党政治局員や大臣に指名して労働組合との同盟体制を築いていった。

ベン・アリ大統領はブルギバの現実主義的な取り組みと精神を受け継ぐだけでなく、より強化した。ベン・アリ時代に入ると、市民はベン・アリの「前衛」政党に導かれ、ベン・アリ体制＝新共和制を「理性的に」支える存在となっていった。すなわち市民は理性的であるがゆえに、もはや別の道を考える行程を放棄して、既得権益を守るため、現行の社会体制を維持する賛同者に変貌したのである。

賛同者に変貌させるマシンが、優秀な官僚を配して問題解決に迅速に対応できる中央行政機構と、民意を末端まで汲み取る党機構であった。大統領官邸は、官僚行政機構と党機構との結節点の役目を果たした。これが国家の軸となって政治・経済・社会政策での統制を強化した。全国に目を転じると、RCDは全国に6,700以上の最小组織の細胞を擁し、約5万5千人の常任委員に支えられて活動している。全党員数は、172万人を超える。党員は全国、地方レベルで、あらゆる分野とほぼすべての企業や団体に入り込んでいる。党は、基盤目状に“配備”された党員網で援助を行い、援助を得る側は、RCDへの忠誠を誓う。それが組織的な票獲得につながっている。

そして第三の予想可能性が、経済成長の配当と公平な分配という制度である。ベン・アリ大統領は、天然ガス・パイプラインの収益を国家発展戦略の中心に位置づけ、その収益を国全体の電化事業などに充当した。成長のパイが国民全体に行き渡る準レンティア国家にしたのだ。2005年現在、チュニジア横断ガス・パイプラインの年間通行料として約310億円を受け取っている。この資金を基礎に電化整備を行い、地方部の電化を1987年で26%であったのを2004年で95%にまで整備した。250万世帯に電気が行き渡った。経済物流の根幹となる鉄道も道路も整備した。鉄道はアフリカ最長の2,153キロが敷設され、道路は12,655キロが先進国並みに舗装されている。

このような基礎インフラの整備と成功は、その後の工業化の進展に大きく寄与した。欧州の「裏庭」である好立地条件と、経済環境の整備、そして安定した政権運営が、欧州の輸出志向型企業の誘致に成功し、経済は多様化している。

第四の予測可能性が国際社会の中での安定をはかる外交政策である。それは米・仏を後ろ盾にした戦略的外交であった。米国とフランスによる後方支援は、資本投資・技術援助・教育・文化

活動等、多岐にわたり、多額の経済協力をチュニジア政府に対しておこなっている。

米国は9・11事件以降、「大中東構想」として中東と北アフリカ地域の民主化と政治的安定を推進しているが、その中でチュニジアを同構想の中核国として位置づけている。一方、フランスにとってチュニジアは、限られた“独自外交”を確保することができる領域であり、現在でもその影響力を維持できる重要な「同盟国」である。そのような戦略的に重要なチュニジアへは、民主主義よりも体制の安定が優先され、内政には不干渉の立場をとっている。

以上に述べた4つの「予測可能性」を担保する制度を包み込む形で、チュニジアを「予測不可能性」が覆っている。換言すれば、いつ権力が行使されるかわからない「恐怖の制度化」である。

ベン・アリ大統領は大統領就任後すぐに、「もし国民統合が侵害されるような脅威に晒された場合、国家政治共同体法は、人権に優越する」という「国民協定」というある種の共同体法を制定した。ベン・アリ政権はこの法で合法的にイスラム主義運動を弾圧した。政治的自由化により結成を許された野党も組合も、この法律により、政治活動が停止されるのを恐れて政権に擦り寄ることを余儀なくされた。人権活動団体のリーダーや弁護士など重要人物は政権に登用されて、体制に取り込まれている。

このように予測可能性と不可能性に支配された都市中間層は、世俗的共和国の枠組みと経済の自由化によって民主化を求めるのではなく、むしろ逆にこの政権の主張する価値を内在化し、積極的に体制を支持する傾向を強く持つことになっている。

以上の議論をまとめると、チュニジアでは、市民が未来を体制と共有して「予想」できるように国家機構、法、制度の整備を目指していると当局は主張している。そして裏では、「予測不可能性」を自在に運用して権威主義体制を維持し、その体制内のあらゆる市民にその価値を内在化させようとしている。個人、政党、組合、経済アクター、軍・警察による複合ハイブリッド型の政権としての強度を高めている。党が、常に市民の潜在的欲求を先取りして汲み取り、前衛政党として国民生活を牽引し、リーダーもまた精力的に前衛的リーダーとして国家を牽引していくことが肝要であると主張している。経済においては、利益誘導や許認可、企業幹部から労働組合の統制まで官僚機構が目を見せかけている。と同時に体制は自己抑制的に経済的利益を独り占めにしないように配慮している。時代に即応して、ITや携帯電話など最新通信技術を導入し、世界の趨勢に遅れないようにして市民の満足度を高める。と同時に監視体制もより近代化して反抗が起きないシステムを構築していく。

経済活動を成功させ、経済活動と政治活動を切り離して現体制以外の政治には無関心な市民を意図的に作り上げること、安定した治安が海外からの投資を呼び、それがまた経済の安定を生み出していること、経済の自由化によって成長した都市中間層が、自己実現の過程でさらに政権支持の母体となっていること、ベン・アリは安全のために強い近代国家を作ることを標榜して市民の多数をその国家に同調させていること、などを通じて、「より悪くならないのなら、現状で満足するしかない」と思わせ、現状維持が何よりも利益になるという考えを浸透させているのである。その結果として、2009年10月25日、ベン・アリ大統領は、5選目を果たした。支持率は89.62%の圧勝であった。

## 2. 論文の特徴と評価

- (1) チュニジア政治研究に本格的に取り組む研究者は我が国にはまだ存在していない。筆者の福富氏をもって嚆矢とする未開拓の分野である。また、本論文にも言及されているように、チュニジアのベン・アリ政権の下では、表現の自由や学問の自由は大幅に制限されていて、特に体制批判を含む政治学を本国で自由に行うことは事実上不可能な状況である。
- 福富氏は、大学に入学する前に海外青年協力隊の一員としてチュニジアに3年間滞在した経験を持つ。また、学部時代にはパリ政治学院に交換留学制度を利用して1年間留学して、フランス語の研鑽に努めた。本格的にチュニジア研究に志して本研究科の博士課程の時に、日仏合同博士課程プログラムによりパリ政治学院大学院博士課程に1年間留学して、当大学院の授業に出席しつつ、ベルトラン・パディ(Bertrand Bady)教授の指導を受けた。また、その間4回チュニジアを訪問して、研究者や関係者のインタビューや文書間や図書館での資料収集を行った。参照したアラビア語文献の数は少ないが、チュニジアをめぐる現在の政治状況を鑑みれば、外国人研究者としてアクセスできるフランス語、英語、アラビア語、日本語等で書かれた主要な単行本や論文をほぼ十全に参照していて、学術的な論文を執筆する資料的な必要条件、また地域研究を行う現地体験や現地調査、当該社会の歴史・社会・文化・言語についての知識等の必要条件はクリアーしているとみなされる。
- (2) 福富氏は自分で体験したチュニジアと欧米の民主化論者の評価が著しく異なることに疑問を持ち、チュニジア政治研究を志した。その研究成果が本論文である。第一篇で民主化論が何故チュニジアを含む中東・北アフリカ諸国を本格的に分析してこなかったのかを論じている。イスラムは民主主義に適應しない、市民社会の欠如、競争的選挙が行われていない等の理由でこの地域は民主化に適合しない地域として裁断しているとしている。また、従来の権威主義体制論も何故チュニジア政治の現実を上手に分析できないかを詳細に論じている。結局、従来の民主化論も権威主義体制論も、政治的に「より良い」(better)体制を指向する西欧先進国の民衆をプロト・タイプとした前提で立論されているところに、途上国の政治分析の一つの限界を見た。すなわち、途上国、少なくともチュニジアの国民は、「より良い」政治体制を指向するというよりも、他国や自分たちの過去と比較して、現状がむしろ「満更ではない」(lesser evil)のなら、満足するという傾向を強く持つことを感じ取ったのである。従って、ブルギバやベン・アリが国民の lesser evil(より悪くはない、満更ではない)指向をプロト・タイプとして、その欲求に適合する政策を取ったのではないが、そのミニマムな政策が経済成長路線と富の「均等・公平な」配分政策という方式で権威主義体制を維持しているのではないか、という仮説を提示する。それが「権威主義体制を近代化する」と定式化した新視角である。そこにオリジナリティがある。
- (3) 「権威主義体制を近代化する」ということを、チュニジアの現代史を詳しくたどりながら説明しているのが、第2編である。ブルギバとベン・アリ両大統領の統治の詳細な経緯を整理しつつ、「近代化」のステップを追っていく。まず、共和国という近代

的な国家をイスラム社会に導入して、世俗的な共和国の枠組みを作る。このフランス式「共和国」は欧米先進国の支持を取り付ける装置でもあった。その枠組みの中で、行政と政党と組合が協働しあうコーポラティズム国家を形成していく。そして、「公正な」選挙も実施して表見的な民主主義を装う。だが実際には大統領はそのコーポラティズムの上で独裁的な権力<sup>2</sup>を振うのである。更に、経済成長追及を国家目的にする。そして、物質的な富を支配者層だけで独占せずに、従順な体制支持者には「公平に」配分する。石油や天然ガス、天然ガスのパイプラインの使用料など、「レント」(不労所得)を原資として、電化、道路、鉄道などのインフラ整備を促進して、国民生活の質の向上を図る。かつ、先進国からの投資も呼び込み、最先端の技術も輸入して、生活の改善や産業の国際競争力もつける。海外渡航の許可、パソコンの個人使用の許可など、体制そのものに異議申し立てをする以外なら、寛容なポーズを見せる。さらに多くの労働者に労働に相当する賃金を支払うことで、体制を支持する中間層を生み出そうと努力していく。遂には、「自発的に」「理性的に」ベン・アリ独裁体制を擁護する社会層を圧倒的な多数派として形成することに成功しているとしている。

1956 - 2008 年までの 50 数年間という長い時期を跡付けた労作である。が、果たして「権威主義を近代化する」と言った時に、「近代化」の中に「民主化」の要素も当然含まれているのではないか、という疑問も審査員の中から提示された。にもかかわらず、周到で丁寧な著述は、チュニジア現代史を上手に説明していて、チュニジアを知らない人も十分に理解できる地域研究の成果である。

### 3. 結論

以上の特徴と評価に見られるように、この博士申請論文はオリジナリティと学術的な裏づけがあり、未開拓なチュニジア政治研究の扉を開くものとして、当研究科の博士論文として必要十分条件を満たすものとして、審査員一堂、合格と判定した。

なお、この博士論文は日本語で書かれているが、同時にフランス語でも執筆された。日仏合同博士課程プログラムの協定書に則り、2009 年 11 月 20 日早稲田大学で合同審査が行われ、フランス語の論文についてはパリ政治学院大学院は「優」の評点(mention "tres honorable")で合格と判定したことを付記する。

2009 年 12 月 20 日

審査員(主査) 早稲田大学教授 坪井 善明  
早稲田大学教授 眞柄 秀子  
明治大学教授 福田 邦夫